

大切に保管してください

国民年金の控除証明書

保険年金課・☎2148

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市民税の社会保険料控除の対象となります。

『控除証明書』が日本年金機構から郵送されます。年末調整、確定申告まで保管してください。

発送時期 11月上旬

対象 本年1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した方

※10月1日から12月31日までの納付分も控除の対象です。領収証書を保管してください。

※配偶者などの家族の保険料も納付している方は、その保険料

11月は、

労働保険未手続事業
一掃強化月間！栃木労働局保険徴収室
☎028・634・9113

原則として業種・規模を問わず労働保険(労災保険・雇用保険)への加入を義務付けられています。

詳細はこちら▶



も併せて控除が受けられます。詳しくは：

▽ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004

▽050で始まる電話からは

☎03・6630・2525

ご利用ください

ねんきんネットサービス

保険年金課・☎2148

パソコンやスマホから、自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

利用方法 日本年金機構のホームページからログイン

※マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーからもログインできます。

詳しくは：

▽ねんきんネット専用ダイヤル

☎0570・058・555

▽050で始まる電話からは

☎03・6700・1144

11月は

ねんきん月間

いいみらい
11月30日は
年金の日

▲ねんきんネット

募集

募集
掲 教育目標だより
載 載する広告

生涯学習課・☎431311

掲載紙の内容 本市の教育目標の具現化と生涯学習の啓発

発行部数 5万7千部

※広報あしかがみ1月号に挟み込み全戸配布。

掲載場所 中綴じ部分の下部

規格・広告料(カラー・税込)

▽1号広告(5cm×17cm) 3万円
▽2号広告(5cm×8.5cm)

1万5千円

募集枠 1号広告換算で2枠(先着順)

申込 11月1日(火)から18日(金)までに申込書と申込者の業務内容が分かる資料を持って同課(生涯学習センター内)

※審査があります。

※申込書

などは同

課または

市ホーム

ページで

入手でき

ます。



▲広告掲載イメージ

11月は児童虐待防止推進月間

『もしかして?』ためらわないで! 189(いちはやく) (4年度『児童虐待防止推進月間』標語最優秀作品)

虐待には『身体的虐待』『心理的虐待』『ネグレクト』『性的虐待』などがあります。子育てに熱心なあまり厳しくしつけるつもりで体罰を与えたり、暴言などで子どもの心を傷つけたり、子どもを放置したり、衣食住の世話をしないなどは虐待にあたります。

ひとりで抱え込まず、連絡・相談してください。
通告者・相談者のプライバシーは守られます。

こども家庭政策課・☎2251

虐待かも…

子育てや妊娠に
不安や悩みがある

身近な通告・相談窓口

▶同課(平日午前8時30分～午後5時)

▶県南児童相談所=☎0282・24・6121

▶児童相談所虐待対応ダイヤル=☎189

※通話料無料24時間受付。

山林火災防止ポスター等 キャッチフレーズ優秀作品

予防課・☎413198

同作品受賞に際し、
同社襟川陽一代表取締役
社長よりビデオメッセ
ージを頂きました▼
※10月21日(金) 表彰式開催済み。


昨年9月に締結した(株)コーエーテクモホールディングスとの包括連携協定による山林火災防止ポスターなどの作製事業は、キャッチフレーズを募集したところ1,200点を超える応募がありました。厳正な審査の結果、優秀作品として5点が選ばれ、ポスターなどが完成しました。秋の火災予防運動に併せて市内各所に配布・掲示します。



足利市長賞 富澤光希さん



足利市防火協会会長賞 原田健太郎さん



足利市議会議員賞 服部紗英さん



足利市消防長賞 佐藤悠月さん 【のぼり旗】



▲シブサワ・コウ賞 堀江夏輝さん 【横断幕】

秋の火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)

—11月9日(水)正午から15秒間サイレンを鳴らします—

住宅防火 10のポイントをのちを守る

- 1 寝たばこはしない
- 2 ストープに燃えやすいものを近づけない
- 3 火のそばは離れない
- 4 コンセントは清掃し、不必要なプラグは抜く
- 5 安全装置付き機器を使う
- 6 住宅用火災警報器を設置し定期的に点検、交換
- 7 寝具や衣類、カーテンは防災品を使う
- 8 住宅用消火器を設置
- 9 高齢者などを守るため避難方法を確認
- 10 防火訓練の参加など地域ぐるみでの対策

放火対策 7の家財を守るポイント

- 1 ごみは収集日の朝に出す
- 2 家の周りに燃えやすいものを置かない
- 3 物置などは必ず施錠
- 4 家の周りを明るくする
- 5 路上駐車をしない
- 6 洗濯物は必ず取り込む
- 7 隣近所とあいさつ協力を

お出かけは
マスク戸締り
火の用心



防ごう！薄暮、夜間の交通事故

市民生活課・☎202190

日没が早まるこの時期、薄暮時間帯の交通事故が増加します。運転者、歩行者ともに交通事故の防止に努めましょう。

夜間は原則ハイビーム

夜間は昼間に比べ視界が悪く、歩行者や自転車の発見が遅れるため、対向車や先行車がない場合は原則ハイビームを活用しましょう。また、夜間は速度感が鈍り、速度超過になりやすいため昼間より速度を落とし、慎重に運転をしましょう。

前照灯の早め点灯 フォーライト4運動

日没前の午後4時から点灯し、車の存在をいち早く歩行者に知らせましょう。

反射材・ライトの活用

歩行者や自転車利用者は、反射材用品やLEDライトなどを活用しましょう。